

2 会社を辞めたいが、社長が辞めさせてくれない。

(相談内容)

会社に正社員として勤務しており、先日、退職届を提出しましたが、会社は「今辞められると困る」と言って受理してくれません。社長と話し合いをしましたが、慰留され、辞めさせてくれません。

早く会社を辞めたいのですが、どう対応したら良いでしょうか。

(回答)

退職の申出は、労働者側から労働契約を解約する旨の意思表示であり、期間の定めのない労働契約の場合、使用者の同意は必要ありません。退職日は、退職を申し入れた日から2週間を経過した日となります。(民法第627条)

ただし、就業規則などで別に定めがある場合は、原則としてその定めによることになります。

社員がきちんとルールに沿って事前に申入れをすれば、会社は退職を拒むことはできませんので、まずは、円満に退職できるように、社長と話し合ってみると良いでしょう。

【参考条文】

◎民法

第627条 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了する。